

を納付する義務がある控除対象配偶者または扶養親族。①⑦に掲げる方が2人以上いる方。

△固定資産税▽

市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得する家屋に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる家屋の新築期限を平成19年3月31日まで2年延長します。
 〔詳細〕税制課☎(21)22282
 か区役所(1階)の課税課

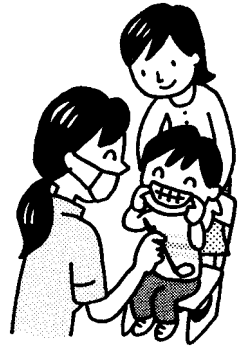


健康

リラックスプラザ健康教室

日時 5月17(火)～7月21(木)の火・木曜午前10時20分～正午
 費用 プール使用料300円。
 申込 川下公園リラックスプラザ(白石区川下2651)へ直接。
 〔詳細〕川下公園リラックスプラザ☎(879)5311

さつぽろ歯の衛生週間行事



△歯の健康相談(無料)など▽
 日時 5月28日(土)午前10時～午後4時30分。
 会場 サツポロファクトリーアトリウム(中央区北2東4)。
 △高齢者の歯のコンクール▽
 日時 5月28日(土)午前10時～正午。
 会場 サツポロファクトリー2条館。

対象 大正14年4月1日以前に生まれ、自分の歯が20本以上ある健康な方。
 申込 5月12日(木)までに札幌歯科医師会☎(511)1543へ。
 〔詳細〕地域保健課☎(21)2306

精神療養講座

内容 障害者自立支援法と当事者・家族負担。
 日時 5月21日(土)午後2時～4時。
 会場 社会福祉総合センター(1階)

〔詳細〕障がい福祉課☎(21)2936

家庭医学講座

内容 乳がんについて。
 日時 5月21日(土)午後1時30分。
 会場 札幌市医師会館(中央区大通西19)。
 〔詳細〕地域保健課☎(21)2306



保険・年金

国民年金
 △20代の皆さんへ▽
 若年者納付猶予制度が4月

から導入されました。

20代の方は、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、世帯主(親など)の所得にかかわらず、申請により保険料の納付を後払いできます。承認を受けた期間は、基礎年金を受給するための資格期間になります。
 希望される方は、ご相談ください。
 〔詳細〕区役所(1階)の保険年金課年金係

介護保険
 △介護保険料の納め忘れはありませんか▽
 災害などの特別な理由もなく保険料を納めずにいると、介護サービスの利用する際に、保険給付の制限を受けることがあります。
 平成16年度以前の分も含め、未納の方は至急納めてください。
 〔詳細〕区役所(1階)の保険年金課

金課

△標準負担額減額認定証の更新▽
 介護保険施設の入所者の食費は通常1日780円ですが、次の方は申請により減額となります。
 ○世帯全員が市民税非課税の方
 ○生活保護を受給している方
 ○老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方
 300円。

現在、標準負担額減額認定証をお持ちの方は、有効期限が5月31日(火)までとなっておりますので、更新手続きが必要です。申請は本人または家族が行うのが原則ですが、施設によっては代行申請を行っている場合があります。
 また、ほかの減額・減免を受けている方も手続きが必要になります。
 〔詳細〕区役所(1階)の保健福祉サービス課

広告欄